

●香川県警察本部告示第12号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月23日

香川県警察本部長 今井宗雄

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通行禁止除外及び駐車禁止除外の標章交付申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の写し（当該自動車検査証に記録された事項が記載された書面を含む。以下同じ。）</u>、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証（以下「軽自動車届出済証」という。）の写し又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条第1項に規定する自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自動車損害賠償責任保険証明書」という。）の写し</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(通行禁止除外及び駐車禁止除外の標章交付申請書の添付書類)</p> <p>第4条 施行細則第4条第3項の規定により標章交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施行細則第4条第1項第3号カ(ア)から(ク)まで並びに第4号カ(ア)から(エ)まで及び(キ)から(セ)までに掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 申請に係る車両の使用目的のため使用することを証する行政機関等との間における委託契約書の写しその他の書類（申請者が行政機関である場合を除く。）</p> <p>イ 当該車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証（以下「軽自動車届出済証」という。）又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条第1項に規定する自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自動車損害賠償責任保険証明書」という。）の写し</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。